

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表15の4の項の次に次のように加える。

15の5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1枚につき 500円
--	------------

第2条 町田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表15の3の項及び15の4の項を次のように改める。

15の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1枚につき 800円
15の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1枚につき 500円

別表15の5の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

町田市手数料条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
1～15の4 略	略	1～15の4 略	略
15の5 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料</u>	<u>1枚につき</u> <u>500円</u>		
16～107 略	略	16～107 略	略
備考 略		備考 略	

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
1～15の2 略	略	1～15の2 略	略
<u>15の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料</u>	<u>1枚につき</u> <u>800円</u>	<u>15の3 住民基本台帳カードの交付手数料</u>	<u>1枚につき</u> <u>500円</u>
<u>15の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料</u>	<u>1枚につき</u> <u>500円</u>	<u>15の4 住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又はその機能が損なわれた場合の住民基本台帳カードの再交付手数料</u>	<u>1枚につき</u> <u>500円</u>
		<u>15の5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料</u>	<u>1枚につき</u> <u>500円</u>
16～107 略	略	16～107 略	略
備考 略		備考 略	